

議案第 6 2 号

令和 3 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

令和3年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和3年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和3年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和4年7月27日（水）・28日（木）・29日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額165億8,915万6,085円、歳出総額159億2,968万8,615円で、歳入歳出差引残額6億5,946万7,470円である。

なお、本年度は繰越明許費繰越額が424万8,000円、事故繰越し繰越額が925万3,090円生じたため、実質収支額は6億4,596万6,380円となる。

歳入の状況は、収入済額165億8,915万6,085円を前年度と比較すると11.41%、金額にして21億3,629万1,423円の減であり、調定額167億4,076万9,600円に対する収入率は、99.09%である。

収入済額全体の39.14%を占める町税の収納率は97.80%で、前年度の97.57%より0.23ポイントの増である。

町税の不納欠損額は1,367万5,834円で、前年度と比較すると49.18%の増である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億3,420万1,071円で、前年度と比較すると19.54%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額159億2,968万8,615円を前年度と比較すると12.96%、金額にして23億7,292万2,622円の減である。本年度の予算現額に対する執行率は95.75%で、翌年度繰越額が1億1,202万90円生じたので、不用額は5億9,505万1,295円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の37.96%を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が18.46%を占め、総務管理費では、コミュニティバス運行事業補助金のほか給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金が主なものである。

次に、教育費が13.08%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、社会教育費では、図書館改修工事費が主なものである。

次に土木費が11.37%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金が主なものである。

以下、衛生費11.25%、消防費3.46%、公債費1.86%の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和3年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により1年延期されていた「東京2020オリンピック・パラリンピック」は無観客で開催された。瑞穂町では事業・イベントが中止、延期となるなど新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、新たな将来都市像、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しようみらいにずっとほこれるみずほ～」を目指した第5次長期総合計画がスタートした。

主な事業を概観していくと、まず図書館改修事業がある。昭和48年に建設され、設備の老朽化が著しかった図書館は、設計の段階から住民等との協働で進められた大規模事業が完了し、令和4年3月にリニューアルオープンした。新たな図書館はバリアフリー化され、自然豊かな立地を活かした誰もが快適に過ごせる図書館に生まれ変わった。図書館が「本」や「人」を通してさまざまなつながりを育む場としてさらに活用されることを望む。

地域公共交通については、住民生活の基礎となる町内の公共交通を確保・維持するため、福祉バスに代わる新たな公共交通として、令和3年10月1日からコミュニティバスの実証実験運行が5コースで開始された。住民との意見交換などを通し、この実証実験運行が、地域に寄り添った地域公共交通の実現につながることを期待したい。

安全安心なまちづくりでは、町内の防犯灯を従来の蛍光灯から、より明るく寿命の長いLED灯へと計画的に切り替えるとともに設置要望箇所にLED防犯灯を新規に設置し、安全で安心なまちづくりの推進に努めた。今後も計画的に進め、町内約1,900基の防犯灯のLED灯への切り替えが早期に完了することを望む。

町の魅力発信については、町公式キャラクター使用ガイドラインが作成され、PRのためのノベルティグッズや「みずほまる」のLINEスタンプも作成された。また、ふるさと納税返礼品事業を開始した。さまざまなツールにより、町民や町外のより多くの方に瑞穂町の魅力が伝わるよう今後の取り組みに期待したい。

新型コロナウイルス関連では、町民の命と健康、地域社会経済を守るため、新型コロナウイルス感染症の収束を目指し、ワクチン接種事業を速やかに進め、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援相談事業、プレミアム付商品券事業「みずほ応援商品券」、中小企業者等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業など地域経済対策を実施したことは評価したい。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月21日に受けたため、7月29日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標

の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和4年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝